

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和8年4月21日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 徳島市し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業に係る環境影響評価（計画段階環境配慮書）業務
- (2) 業務箇所 徳島市内
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月24日まで
- (4) 業務内容 仕様書及び設計書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱又は徳島市物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）による指名停止又は指名回避の措置を受けていない者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）による排除措置期間のない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、再生手続開始の申立て又は再生手続開始申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 業者の参加資格については、次のとおりとする。
 - ア 公告の日現在、本市の建設コンサルタント等又は物品・役務の競争入札有資格者名簿に登録されている者
 - イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく建設環境部門及び廃棄物部門の事業登録を行っている者
 - ウ 平成28年度以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が発注したし尿・浄化槽汚泥処理施設に係る次のいずれかの業務を元請として履行した実績を有する者
 - (ア) 都道府県（政令指定都市を含む）の環境影響評価条例に基づく環境影響評価業務（配慮書、方法書、準備書、評価書の少なくともいずれか1つ以上の段階について、検討を

含む書類作成から手続き支援までの一連の業務。ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。)

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく生活環境影響調査業務（検討を含む書類作成から手続き支援までの一連の業務。ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。)

エ 仕様書に記載された技術者を配置できる者

3 契約条項を示す場所及び仕様書等の入手方法

徳島市ホームページからダウンロードすること。

交付期間は、令和 8 年 5 月 27 日（水）までとする。

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/recycle/keikaku_gomi/index/hairyosho_nyusatsu.html

4 質問

この一般競争入札に関する質問は、令和 8 年 5 月 11 日（月）午後 5 時までに、「仕様書等質問書（様式 5）」に必要事項を記載し、電子メール又は FAX により行うとともに、送信後に電話にて到達を確認すること。電子メールの場合は、件名を「徳島市し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業に係る環境影響評価業務に関する質問」とした上で送信すること。電話による質問など、上記以外の方法による質問には回答しない。なお、質問の内容について不明な点がある場合には後記 6 の担当部局から電話で問い合わせることがあるため、その旨留意すること。

5 質問に対する回答

この一般競争入札に関する質問に対する回答は、次のとおりとする。

(1) 回答期日

令和 8 年 5 月 14 日（木）

(2) 回答方法

前記 3 の徳島市ホームページに掲載する。

6 担当部局

徳島市環境部環境施設整備室

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地 徳島市役所本館 10 階

電話 088-621-5220

FAX 088-621-5210

電子メール kankyo_sisetu@city-tokushima.i-tokushima.jp

7 入札参加資格の確認と決定

この一般競争入札への参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。（以下、この申請書類を提出した者を「申請者」という。）

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格に関する誓約書（様式2）
- (3) 使用印鑑届（様式3）

本市の建設コンサルタント等の競争入札有資格者名簿に登録されている者であっても、物品・役務の競争入札有資格者名簿に登録されていない者は提出すること。（物品・役務の競争入札有資格者名簿に登録されている者は提出不要。）

- (4) 業務実績表・技術者配置予定表（様式4）

ア 業務実績表

添付資料として、前記2-(5)-ウに定める履行実績を証する（一財）日本建設情報総合センター管理の「コリンズ・テクリス」帳票の写し又は業務委託契約書の写し等、業務内容を確認できる資料を添付すること。

履行実績の審査は、本書類に記載された業務を対象として行う。記載された履行実績が前記2-(5)-ウに定める業務に該当しない場合は、他に履行実績を有している場合であっても入札参加資格なしとするので注意すること。

なお、業務実績は複数記載しても良いものとする。この場合、提出した業務実績表に記載された履行実績のうち、少なくとも1件が前記2-(5)-ウに定める業務に該当すれば良いものとする。

イ 技術者配置予定表

添付資料として、前記2-(5)-エに定める技術者に係る次の(ア)及び(イ)に定める書類を添付すること。

(ア) 技術者の保有資格書類の写し

(イ) 技術者との直接的、恒常的雇用を証明する書類の写し

- (5) その他

前記2-(5)-イに定める建設コンサルタント登録を証する書類の写しを添付すること。

8 申請書類の提出方法

- (1) 提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。

前記7-(1)から(5)までに示す書類及び添付資料を提出すること。

持参の場合は、前記(1)に示す期限まで（土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間）に、前記6に示す場所に持参すること。

郵送の場合は、前記(1)に示す期限までに到着するよう送付すること。

- (3) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、申請者に無断でこの一般競争入札以外の用に使用しない。

ウ 提出された申請書類は返却しない。

9 入札参加資格の確認の結果に関する通知

令和8年5月21日（木）までに、申請者の担当者宛てに電話等で連絡するとともに、別途、

当該結果について記載した文書を郵送する。(入札時に当該文書の持参は要しない。)

10 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年5月28日(木)午後2時
- (2) 場所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館7階 701会議室

11 入札方法

- (1) 入札書は、前記10-(1)及び(2)に示す日時及び場所に、封筒に入れて持参すること。その他の方法(郵便、電子メール、FAX等)による入札書の提出は認めない。なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。
- (2) 本市の指定した入札書を使用すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合には、業務の発注を取り止め又は延期をすることがある。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
 - エ 入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、暴力団措置要綱による排除措置を受けている者又は指名停止要綱による指名停止措置若しくは指名回避措置を受けた者の入札
- (4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、指名停止要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。
- (5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、暴力団措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。
- (6) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。なお落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この一般競争入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (7) 開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しないときは、その場で直ちに再入札を行う。2回の再入札を行っても落札者が決定しないときは、入札を打ち切る。

13 契約に関すること

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 落札者の決定後、契約締結までの間において、指名停止要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。
- (4) 落札者の決定後、契約締結までの間において、暴力団措置要綱による排除措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式6）を提出すること。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、市長に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (5) その他、各様式等の記載例、入札心得等に従うこと。

以 上